



福岡医発第2653号(地)
平成25年 2月 8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療法人における太陽光発電の取扱いについて

余寒の候 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省医政局指導課より各都道府県衛生主管部(局)医政主管課(医療法人担当)宛通知された旨、日本医師会より別紙のとおり連絡がありました。

本件は、平成24年7月から、従前の「余剰電力の買取制度」に加え、太陽光発電したすべての電力を売電する「全量買取制度」が開始されたことを受け、医療法人制度上の取り扱いの整理を行ったものであります。

同事務連絡では、まず余剰電力の買取制度については、医療法人としての業務に支障のないよう留意する必要があるとされております。

次に、全量買取制度については、これによる太陽光発電は電力販売を業として行っている(収益業務)と評価せざるを得ないため、医療法人が自ら行うことはできないとされております。また、全量買取制度を行っている事業者に対する不動産の貸与に関しては、不動産を賃貸することは行うことはできないと明記する一方、無償で貸すこと(使用貸借)は可能であるとし、目的物が不動産の場合と屋根の場合に分けて留意事項が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了解いただくとともに、貴会会員への周知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

(地 I 213)

平成 2 5 年 1 月 3 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦



医療法人における太陽光発電の取扱いについて

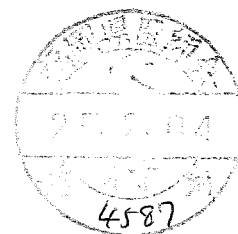
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局指導課より各都道府県衛生主管部（局）医政主管課（医療法人担当）宛に送付された標記の事務連絡を入手いたしました。

本件は、平成 2 4 年 7 月から、従前の「余剰電力の買取制度」に加え、太陽光発電したすべての電力を売電する「全量買取制度」が開始されたことを受け、医療法人制度上の取り扱いの整理を行ったものであります。

同事務連絡では、まず余剰電力の買取制度については、医療法人としての業務に支障のないよう留意する必要があるとされております。

次に、全量買取制度については、これによる太陽光発電は電力販売を業として行っている（収益業務）と評価せざるを得ないため、医療法人が自ら行うことはできないとされております。また、全量買取制度を行っている事業者に対する不動産の貸与に関しては、不動産を賃貸することは行うことはできないと明記する一方、無償で貸すこと（使用貸借）は可能であるとし、目的物が不動産の場合と屋根の場合に分けて留意事項を示しております。



事 務 連 絡
平成25年1月10日

各都道府県衛生主管部（局）

医政主管課（医療法人担当） 御中

厚生労働省医政局指導課

医療法人における太陽光発電の取扱いについて

医療法人制度の円滑な推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

太陽光発電については、平成24年7月から、従前の太陽光発電した電気から、自らが使用した電気を引き算し、余った電気があればこれを売電する「余剰電力の買取制度」に加え、自らが消費した電力とは無関係に、太陽光発電したすべての電力を売電する「全量買取制度」が開始されました。

今般、標記について、改めて下記のとおり整理したのでお知らせします。

記

1 余剰電力の買取制度

医療法人が自ら使用することを目的とし、余った電気があればこれを売電する余剰電力の買取制度による太陽光発電の場合には、医療法（昭和23年法律第205号）の趣旨に反するものではない。ただし、この場合においても、医療の重要な担い手として業務に専念する観点から、医療法人としての業務に支障のないよう留意する必要がある（※）。

※ 具体的には、売電によって多額の利益を得るために大規模な太陽光発電を行うことは、医療法に抵触するおそれがある。

2 全量買取制度

全量買取制度による太陽光発電は、電力販売を業として行っている（収益業務を行っている）と評価せざるを得ないため、医療法に照らし、医療法人が自らこれを行うことはできない。

3 全量買取制度を行っている事業者に対し、医療法人が所有する不動産を貸与することについて

(1) 不動産賃貸

全量買取制度を行っている事業者に対し、医療法人の所有する不動産を賃貸

することは、医療法人が不動産賃貸を業として行っている（収益業務を行っている）ことになるため、これを行うことはできない。

(2) 無償による使用貸借

全量買取制度を行っている事業者に対し、医療法人の所有する不動産を第三者に無償で貸すこと（使用貸借）は、収益業務には当たらないため、可能である。

ただし、本来であれば医療法人が事業として活用できる不動産を、第三者に使用貸借することが、医療法人の非営利性の観点から問題が生じないかについて留意する必要がある。

すなわち、使用貸借の対象となる不動産の範囲や利用目的、当該不動産の借り手の状況などを総合的に勘案して、当該使用貸借が医療法人の運営として著しく適正を欠くと認めるときは、監督官庁である都道府県知事（又は市長）が、医療法第64条第1項に基づき、使用貸借の取りやめなど必要な命令等を行うこととなる。このため、医療法人は、事前に都道府県等とよく相談する必要がある。

なお、第三者が医療法人所有の屋根を使用貸借し、太陽光パネルの設置による全量売電を行うことについては、①今まで建物の屋根など利用価値のなかったものを有効に活用できること、②公平な契約に基づき医療法人の運営として著しく適正を欠くものでないことのいずれも認められる場合には、可能である。